

令和3年度  
第791回 農業委員会総会議事録

三島市農業委員会

第 791 回 三島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 3 年 7 月 1 2 日(月)午後 3 時～午後 5 時  
2. 開催場所 三島市役所中央町別館 4 階 第 1 会議室  
3. 出席委員 農業委員 : 13 名  
推進委員 : 11 名

農業委員

2 番	高橋 徹司	3 番	細井 憲子	4 番	山田 貴臣
5 番	梶 公彦	6 番	佐藤 操	7 番	瀬川 稔
8 番	高橋 博幸	9 番	望月 正己	10 番	山田 隆志
11 番	山本 一喜	12 番	三浦 正康	13 番	神山 衛憲
14 番	市川 保				

農地利用最適化推進委員

15 番	三枝 登志夫	16 番	遠藤 康之	17 番	栗原 一雄
18 番	佐藤 廣美	19 番	鈴木 和彦	20 番	細井 信
21 番	渡邊 毅	22 番	今井 洋平	23 番	新井 寿
24 番	伊東 忠彦	25 番	久保田 信幸		

4. 欠席委員

会長 1 番 廣瀬 和正

5. 議事日程 第 1 号議案 農地法第 3 条許可について  
第 2 号議案 農地法第 4 条許可について  
第 3 号議案 農地法第 5 条許可について  
第 4 号議案 農地法第 5 条届出について  
第 5 号議案 農地中間管理事業による農地利用集積兼配分計画の報告について  
第 6 号議案 農地パトロールの実施要領及び調査方法について  
第 7 号議案 その他

6. 農業委員会事務局職員

三島市農業委員会事務局長 渡辺 博信、主任 佐田 信幸、主事 八木 啓志

7. 会議の概要

【事務局長】定刻になりましたので、これより三島市農業委員会総会を開始したいと思います。本日は会長が欠席されており、三島市農業委員会規程第 3 条により、会長の職務を代理する者は、副会長とすることとなっているため、高橋博幸副会長に議長を務めていただきます。それでは、はじめに副会長のご挨拶をいただきたいと思います。

(副会長挨拶)

【事務局長】ありがとうございました。それでは、総会の開会の宣告に入ります。農業委員会

総会会議規則第六条第一項により、総会の開会は、会長が宣告することとなっておりますので、本日会長の代行を努められます高橋副会長、よろしくお願い致します。

【副会長】これより、第791回 三島市農業委員会総会を開催します。

【事務局長】次に、委員の出欠の報告に移ります。『農業委員会等に関する法律』第二十一条第三項の規定より、総会が成立するためには、農業委員の定数の過半数の出席が必要となっております。本日の出席者は、農業委員が、13名になります。農地利用最適化推進委員が、11名、欠席委員は、ありません。

【副会長】只今事務局より、出欠の報告がありました。本日の出席委員は農業委員13名中13名の出席であり、定数の過半数に達しているため、本会議は成立いたしました。それでは、まず議事に先立ちまして、本会の議事録署名人に、13番 神山委員、14番 市川委員を指名いたしますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【副会長】それでは、議題に入ります。第1号議案、農地法第3条許可・案件1番について、山本委員、説明願います。

(山本委員、第1号議案・案件1番説明)

【副会長】説明が終わりましたので、事務局より説明させます。

【事務局】議案第1号、農地法第3条許可、案件1番について、事務局より説明します。

本申請の譲受人は、主に大場、函南町にて耕作を営む農家になります。譲渡人は、譲受人の親族でありまして、所有者に耕作する者がいないため、譲受人が贈与にて受け取ることとなりました。譲受人は、31年程度農業の経験があり、トラクター2台、田植機1台、トラック1台所有しており、機械、労働力、技術の要素から農地を効率的に利用できると判断しました。世帯での働き手は、本人及び夫、長男が300日、夫の母が200日であり、世帯での年間従事日数が150日を超えているため、問題ありません。譲受人の経営面積は、三島市大場に991㎡の田、函南町に5,891㎡の田を耕作しております。函南町の農業委員会が発行する耕作証明書を確認しました。譲受人の経営面積は権利取得後、9,655㎡となります。通作距離は自宅から青木の農地は、5.0km、梅名の農地は4.4kmであり、問題なく通作できることを確認しました。また、農薬の使用を地域の防除基準に従うことや、地域で定期的に行われる除草作業に参加し、周辺農家と協力して周辺環境の管理に努めることの確認ができたことから、周辺農地の営農条件に支障をきたす恐れはないと思われまます。また、青木の農地については、別の所有者の農地を通行しなければ耕作できないため、その所有者の承諾書を得ており、耕作するにあたり問題ありません。以上のことから、当該申請は許可相当であると判断しました。ご審議のほどお願い致します。

【副会長】説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

【三浦委員】青木の農地については、面積が小さいが現状、耕作されている状態か。

【事務局】面積は小さいですが申請地一帯が耕作されている状態になります。

【副会長】他にご意見・ご質問が無ければ、異議無しと、認めてもよろしいでしょうか。

(異議無しの声)

【副会長】「異議無し」と認め、本案件を許可といたします。続きまして、第1号議案、農地法第3条許可、案件2番について、神山委員、説明願います。

(神山委員、第1号議案・案件2番説明)

【副会長】説明が終わりましたので、事務局より説明させます。

【事務局】議案第1号、農地法第3条許可、案件2番について、事務局より説明します。本申請の譲受人は、主に壱町田、沢地で耕作を営む兼業農家になりまして、譲渡人はすでに本申請地しか農地は所有していないため、譲受人が贈与にて所有権移転することとなりました。譲受人本人は30年、本人の子及び子の妻が15年、本人の孫が2年程度の農業の経験があり、トラクター1台、噴霧器1台、草刈機1台、軽トラック1台所有しており、機械、労働力、技術の要素から農地を効率的に利用できるかと判断しました。世帯での働き手は、本人が250日、子が180日、子の妻が250日、孫が180日であり、世帯での年間従事日数が150日を超えているため、問題ありません。譲受人の経営面積は権利取得後、9,749㎡となり、下限面積3,000㎡を超えるため、要件を満たしております。周辺に被害を及ぼした場合、自責を以て対処する旨を確認しており、周囲には譲受人の農地しかないことから問題ありません。以上のことから、当該申請は許可相当であると判断しました。ご審議のほどお願い致します。

【副会長】説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

【副会長】「異議無し」と認め、本案件を許可といたします。続きまして、第2号議案、農地法第4条許可について、瀬川委員、説明願います。

(瀬川委員、第2号議案説明)

【副会長】説明が終わりましたので、事務局より説明させます。

【事務局】議案第2号、農地法第4条許可について、事務局より説明します。申請人は、梅名在住の非農業従事者でありまして、現在、すでに居宅の庭敷地となっていることから、申請に至りました。申請人が所有する農地は申請地のみであり、申請地が農地から転用されれば、農地の所有は無くなります。申請地の農地区分は、農地法施行規則第44条第2項により、「街区

の宅地の割合が40%を超える」ことから、第3種農地となります。資力信用についてですが、当該事業は自己労力にて緑化整備を行うということであり、費用はかかりません。また、申請地には、抵当権や仮登記など農地転用の妨げとなる権利の設定はされておらず、7月20日から1か月程度の工事期間により、遅滞なく、転用する見込みがあります。申請に係る事業の施行に関し、他法令の免許、許可、認可等の処分は農地法以外に必要ありません。本申請は、花壇や植え込みを設ける計画となっており、申請地全体を有効に利用する計画となっております。申請地東側には、田がありますが、境にコンクリートブロック積みがすでに設置してあるため、周辺の営農条件に影響を及ぼすおそれはありません。また、被害が発生した場合は、速やかに自責を以て対処する旨を確認しております。以上のことから、本申請は許可相当であると判断しました。ご審議のほどよろしくお願い致します。

**【副会長】** 説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

**【副会長】** 「異議無し」と認め、本案件を許可といたします。続きまして、第3号議案、農地法第5条許可について、梶委員、説明願います。

(梶委員、第3号議案説明)

**【副会長】** 説明が終わりましたので、事務局より説明させます。

**【事務局】** 議案第3号、農地法第5条許可について、事務局より説明します。本申請の譲受人は、現在裾野市在住の会社員になりますが、子どもの誕生に伴い自己住宅が必要になったため、母が居住する隣地に分家住宅の建設を計画することとなりました。申請地の農地区分は、農地法施行令第5条第1項により、「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」になることから、第1種農地となります。第1種農地の場合、原則として許可できませんが、例外的に許可の対象となる場合があります。土地収用法による告示に係る事業の用に供する場合や、一時転用のための場合、農業用施設等の農業の振興に資する施設として省令で定めるものの用に供するために行われるものであること等の場合、例外的に許可の対象となります。地域の農業の振興に資する施設には、日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものが含まれており、分家住宅ですと、建物が連担するような場合、可能となります。本申請地も東隣地から建物が連担するような場所となりますので、第1種農地の例外規定により、建築が可能な場所と判断しました。次に資力信用についてですが、本申請に係る事業費は、土地造成費、家屋建築費、手続き費用が必要ですが、借入金で賄います。住宅ローンの事前審査結果書にて融資が可能である旨を確認しました。また、申請地には、抵当権や仮登記など、農地転用の妨げとなる権利の設定はされておらず、10月1日から3ヶ月程度の工事期間により、遅滞なく転用する見込みがあります。申請に係る事業の施行に関し、都市計画法第43条許可が必要となりますが、すでに事前審査は完了しており、許可が下りる見込みがあることを確認しました。また、排水に関して道路占用許可も必要となりますが、土木課にて許可が下りる見込みがあることを確認しました。申請地の西側は農地として残りますが、境には見切り工を設け、防除措置を採るため、周辺農地の営農条件に支障をきたすおそれはないと思われま

害が生じた場合、譲受人が責任を以て防除措置を採ることも確認しております。以上のことから、許可相当であると判断しました。ご審議のほどよろしくお願い致します。

【副会長】説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

【副会長】「異議無し」と認め、本案件を許可といたします。続きまして、第4号議案、農地法第5条届出について、事務局より説明願います。

(事務局、第4号議案説明)

【副会長】説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

【副会長】「異議無し」と認め、本案件を了承といたします。続きまして、第5号議案ですが、本議案には、瀬川委員の所有する農地に関する案件がありますので、農業委員会法第三十一条により、自己に関する事項については、その議事に参与することができないこととされています。したがって、ここからは一時、瀬川委員に退席を願います。

(瀬川委員退席)

【副会長】それでは、第5号議案、農地中間管理事業による農地利用集積配分計画の報告について、事務局より説明願います。

(事務局、第5号議案説明)

【副会長】報告が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

【副会長】「異議無し」と認め、本案件を了承といたします。これで、瀬川委員が関与する案件は終了いたしました。それでは、瀬川委員お入りください。続きまして、第6号議案、農地パトロールの実施要領及び調査方法について、事務局より報告願います。

【事務局】第6号議案、農地パトロールの実施要領及び調査方法について、説明します。例年行っている農地パトロールですが、まず、目的や実施手順について、簡単に説明させていただきます。農地パトロールは、主に3点を重点に実施しており、①地域の農地利用の確認、②遊休農地の実態把握、③違反転用の発生防止・早期発見を重点に、農地の利用促進につなげるための情報収集を目的としております。農地パトロールを行うにあたりまして、実施機関や調査方法を明確にした「実施要領」を農業委員会の総会で決定することとされております。そのため、この第6号議案は、実施要領及び調査方法を審議し、承認まで得ることを目的とします。それ

ではまず実施要領について、説明させていただきます。この実施要領は、昨年度の9月総会にて承認されましたが、今回は特に修正箇所はありません。第1条に趣旨、2条に実施時期、3条に実施の対象及び内容、4条に趣旨の徹底、5条に事前準備、6条に調査結果の整理、7条に広報、8条に連絡・調整、9条にその他事項が記載されております。この実施要領は、全国農業会議が作成したものを参考に作成しております。

次に調査方法について説明させていただきます。農地パトロール調査資料をご覧ください。1ページ目に農地パトロールの流れが記載されております。5月の推進委員会にて、農地パトロールの概要を説明させて頂きまして、担当地区ごとの地図、航空写真を配布し、重点的に調査が必要な場所を推進委員から上げて頂きました。6月の推進委員会では、8月に行う農地パトロールの現地調査方法を説明しました。そして、今後の予定としましては、本日の総会にて農地パトロールの調査方法の承認を受けまして、担当地区の農業委員、推進委員で8月に行うパトロールの日程調整をして頂きます。8月に農地パトロールを実施しまして、事務局が9月の推進委員会までに調査結果を整理します。9月の推進委員会では、農地パトロールの調査結果の検討会を行います。遊休農地の再生が可能か、利用意向調査の対象農地の選別など検討します。10月の総会は、農業委員及び推進委員合同で行いますので、農地パトロールの調査結果の報告会を行います。その際、担当地区ごとの推進委員が報告して頂き、利用意向調査をする農地の審議をし、承認を得る計画をしております。承認後、事務局から対象農地所有者に利用意向調査書を送付します。11月31日を提出期限としまして、12月中に回答のない優良農地を所有している世帯に対しては、戸別訪問を行い、聞き取りを行いたいと考えております。そして、1月の農業委員会総会にて、農地パトロールの利用意向調査結果の報告をさせて頂ければと思います。

次に8月に現地調査をする農地パトロールの調査方法について、説明させていただきます。調査対象農地は、市内すべての農地が対象ですが、過去に非農地判断した農地は農地パトロールの調査対象外となります。お手元にお配りしました調査票をご覧ください。ピンク色の箇所が過去に非農地判断もしくは再生困難な農地と判定した土地になります。その箇所は、調査対象外となります。実施する内容としましては、①遊休農地および耕作者が不在又は不在となるおそれがある農地の把握、②農地法の許可（届出）案件の履行状況の確認、③農地所有適格法人の農地の利用状況の確認、④農地中間管理事業による利用権設定等農地の利用状況の確認、⑤農地の違反転用の発生防止と早期発見・是正、⑥その他（相続税の納税猶予を受けている農地、仮登記農地、営農型太陽光発電設備の下部農地の状況の確認）、などでありまして、国の実施要領を確認しましても、まんべんなく全部確認してくださいという意味合いになっております。実施方法としましては、事務局職員2名、農業委員、推進委員が2名若しくは3名で行います。職員が公用車を運転し、遊休化等が確認できた農地の写真を撮影し、調査票に記入、記録します。その場で、再生可能か、再生困難か判断してください。判断ができない場合は、その旨を記載し、9月の推進委員会にて協議します。また今年度から、荒廃農地調査と遊休農地調査が統合されたことにより、遊休農地の区分が変わりました。お手元の資料2をご覧ください。荒廃農地A分類だったものが、2つに細分化され、草刈り等で直ちに解消するものと、基盤整備等が必要なものに区分けすることになりました。農地法の遊休農地の2号遊休農地も追加され、全部で4つにわけることとなりました。2号遊休農地とは、農業上の利用の程度がその周辺の地域における利用の程度と比し、著しく劣っている農地と規定されておりますが、実際には、1号遊休農地の草刈りが必要なもの、基盤整備が必要なもの、再生利用が困難なものの3

段階におもにわけることになると思われます。役割につきましては、事務局職員が運転及びカメラ係を行い、推進委員が調査票の記入、農業委員が経路図の確認及び進路案内を行う予定としております。具体的に経路を決めない方が、臨機応変に対応できると考え、お配りしました地図の青線で囲われている1枠につき、30分程度を目安にパトロールするような流れを考えております。

最後に、利用意向調査の方法、流れについて、説明させていただきます。利用意向調査は、農地パトロールの結果をもとに、遊休農地及び耕作者が不在又は不在となる恐れがある農地について、利用意向を明確にし、農地の有効利用を促進することを目的に実施しなければならない、法定業務となります。9月の推進委員会にて、利用意向調査対象農地の選別を行い、11月1日ごろに発送します。12月ごろ、回収率向上のため、個別訪問を行い、1月の総会にて、結果を報告します。最後のページに担当地区割表が書いてあると思いますが、昨年度と同様の為、一応各自で確認しておいて頂ければと思います。以上で、農地パトロールの実施要領及び調査方法の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

**【副会長】** 報告が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

**【副会長】** 「異議無し」と認め、本案件を了承いたします。続きまして、第7号議案、その他議案について、事務局より報告させます。

(事務局、第7号議案説明)

**【副会長】** 報告が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

**【副会長】** 「異議無し」と認め、本案件を了承いたします。以上、本日予定されていた議案は全て終了いたしました。これにて、第791回 三島市農業委員会総会 を閉会いたします。